

住宅

8-1 住宅改修費（日常生活用具の給付）

窓口：障がい福祉課（電話 53-4082 FAX 26-9113）又は各地域振興局地域住民課

障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修をともなう場合は、日常生活用具の給付を受けることができます。詳しくは 60 ページをご参照ください。

なお、介護保険の認定を受けている方、又は認定の対象となる方は介護保険制度をご利用いただきます。

8-2 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税（家屋）の減額

窓口：資産税課家屋係（電話 53-4033 FAX 26-9114）

住宅用の家屋を障がいのある方等のためにバリアフリー改修工事を行った場合に、固定資産税の減額制度があります。

詳しくは、38 ページをご覧ください。

8-3 水洗トイレ等改造費の助成

窓口：下水道建設課生活排水係（電話 53-4132 FAX 26-4319）
北部上下水道事務所（電話 56-7906 FAX 56-7148）

公共下水道の供用開始後、3 年以内の下水道接続工事における水洗トイレの改造工事費及びその他の排水設備工事費（汚水のみ）を助成します。ただし、工事施工前の申請に限ります。

【対象者（次のすべてに該当）】

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ者の属する世帯
- ② 市税、下水道受益者負担金、水道料金を滞納していない世帯
- ③ 自己が居住しており、建物の所有者であること
- ④ 世帯全員の個人住民税所得割が非課税であること

【助成額】

30 万円以内

8-4 公営住宅の入居案内

窓口：住宅課（電話 53-4163 FAX 26-8184）

市営住宅の入居募集は、毎年6月と11月です。募集する市営住宅は、広報まつさか5月号と11月号に掲載します。

【市営住宅の入居資格者（次のすべてに該当）】

- ① 松阪市内に住所又は勤務先があること
 - ※ 申込時の住所と実際の居住地が同一であることが条件です。
 - ※ 市外に居住し、松阪市内で勤務している場合、勤務していることを証明する書類が必要です。
- ② 住宅に困っていることが明らかなこと
 - ※ 申込者に持ち家（共有も含む）がある場合は、申し込みできません。
 - ※ 住宅に困っている理由は、結婚、過密居住、高家賃、他世帯と同居、立ち退き等があります。
- ③ 同居している親族又は同居しようとする親族があること
 - ※ 婚約も含みますが、入居時に入籍したことを確認します。
 - ※ 「松阪市パートナーシップ宣誓制度」または「三重県パートナーシップ宣誓制度」の宣誓をしたパートナー同士も親族とみなします。

（注）単身者の申込については、住宅課へお問い合わせください。
- ④ 公営住宅法に定める収入基準に合うこと
 - ※ 詳しくは、住宅課へお問い合わせください。
- ⑤ 市町村民税等を滞納していないこと
 - ※ 現年度だけでなく過年度分も滞納していると申し込みができません。
- ⑥ 入居申込者又は同居親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- ⑦ 過去に市営住宅に入居していた方の場合、そのときの家賃等を滞納していないこと

【県営住宅のお問い合わせ先】

≪松阪地区≫

南勢ブロック・東紀州ブロック指定管理者

「三重県南勢地区管理事業共同体 県営住宅管理部 津事務所（059-222-6400）」

※ 県営住宅の募集は、毎年4月・7月・10月・1月です。

※ 県営住宅入居申込書配布場所

松阪建設事務所（高町138番地 松阪庁舎5階（50-0587））